

令和4年度 指定管理者監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
教育委員会（生涯学習・スポーツ課）			
<p>適切な審査及び文書作成について（その他） 指定管理者から提出される事業計画書について、基本協定に規定する内容の審査、計画書に対する所管課の判断が不明な状態で供覧されていた。</p> <p>また、指定管理者と協議を行った事項や、協定書等で市が承認することとなっている事項について、口頭で協議・承認を行い、その協議経過等にかかる内部報告書等を作成していないため、所管課における対応が明確に確認できないものがあった。</p> <p>協定に約定した意味並びに市民への説明責任のありようを今一度確認のうえ、審査内容を含め書面作成により処理経緯を明確にするとともに、内容を課内供覧して情報共有する等事務改善されたい。</p> <p>（基本協定書第21条第2項ほか）</p>	<p>令和5年度の事業計画について、指定管理者からの計画書に対し、審査し所管課として判断を行った旨の書面記載を行いました。</p> <p>今後は、当該計画書の起案にあたっては協定書の抜粋を添付したうえで稟議立てを行い、決裁者も含め協定内容を確認するなど適切な事務処理を行います。</p>	R5. 5. 15	